

実施要領

地域社会DX推進パッケージ事業

実証事業（先進的通信システム活用タイプ）一次公募

1 事業の目的

現在、地方には人口減少や少子高齢化、産業空洞化等の社会課題があり、これまでの地方創生の成果を最大限に活用しつつ、国や地方の取組を大きく向上させることで、これらの社会課題を解決し、地方の魅力を向上させることを通じて、地方活性化を図ることが求められている。

デジタル技術はこのような地方が抱える社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉でもある。このため、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進していく必要がある。

一方、地方公共団体等においてもデジタル技術の活用に対する関心は高まってきているものの、実際にデジタル技術を導入・運用するに当たっては、通信技術に関する知見や費用対効果の分析等のノウハウが必要になるため、人材不足等によって導入・運用するための計画策定すら難しい地域もあり、未だ約半数の地方公共団体では地域課題解決のためにデジタル技術を導入した事例がない状況である。

このような現状を踏まえると、地方公共団体等が具体的な検討を進めるために必要な情報を提供し、その成果・ノウハウを広く共有することで、デジタル技術を活用した地域課題解決の取組の促進を全国的に加速させていく必要がある。

こうした中で、政府では、大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引き上げ、「強い経済」の実現に向けた取組を進めている。具体的には、次世代の情報通信基盤について、我が国主導で光電融合技術をはじめとするオール光ネットワーク技術（APN）を含む先端技術を開発し、社会実装を目指すなど、政府が先頭に立ち、官民が力を合わせて社会課題の解決に向けて投資を拡大し、様々なリスクを最小化し、先端技術を開花させることとしている。加えて、地方の伸び代を活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図ることとしている。

上記を踏まえ、「地域社会DX推進パッケージ事業」における施策の一環として、APNやHAPS（成層圏プラットフォーム）、衛星直接通信の先端技術について官民連携による社会実装を戦略的に進めるとともに、ローカル5G等の新しい通信技術を活用した地方の課題解決モデルの創出・横展開等の促進を目的とする社会実証を実施する。

2 事業の概要

（1）対象事業

新しい通信技術（衛星直接通信、APN、HAPS、ローカル5G、Wi-Fi HaLow/7など）を活用して地域課題の解決又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資する先進的ソリューションの実用化に向けた社会実証を対象とする。将来の社会実装（実証先において実証内容を確実に導入し運用すること、又は実証内容を実用化しサービスとして一般に提供することをいう。以下同じ。）を目的としない実証は、本事業の対象外である。

※上記以外の通信技術については、事前に事務局へ相談することが望ましい。

(2) 実施概要

- ・総務省が契約する一次請負事業者（ポストン・コンサルティング・グループ合同会社）と実証団体との間で契約を締結し、一次請負事業者において実証団体に対する支援及び進捗管理を行う。
- ・本事業は標準プロジェクトとシンボルプロジェクトの2種類に大別され、対象となる通信技術、支援規模、要件等が一部異なる。

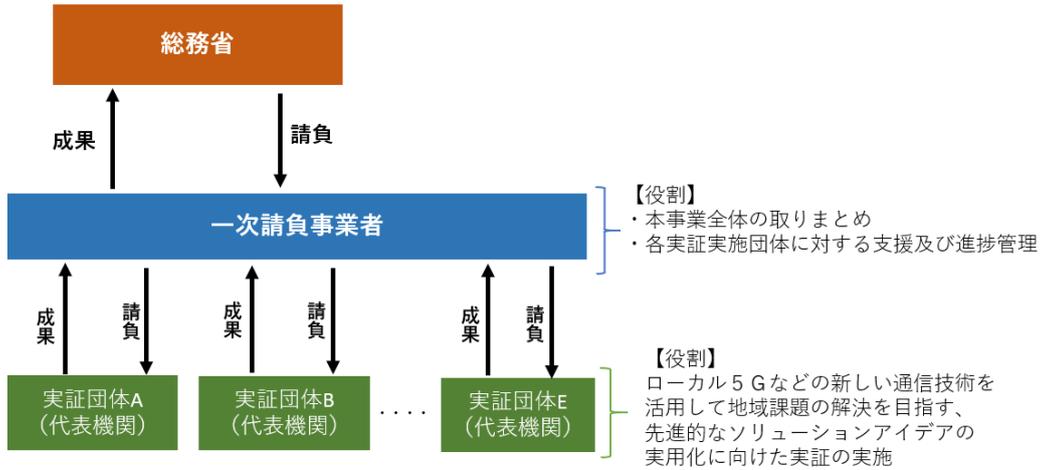
ア 標準プロジェクトの実施概要

- ・新しい通信技術（衛星直接通信、APN、HAPS、ローカル5G、Wi-Fi HaLow/7など）を活用した社会実証を対象とする。
- ・事業費規模の目安は、年間で税込1千万～1億円程度とする。
- ・原則、実証期間は単年度とする。ただし、若干数の支援案件のみ、案件の性質に応じ、必要性が認められる場合に限り、2年間の実証期間の設定を可能とする。
- ・活用する通信技術の種類や費用対効果なども踏まえて提案内容の評価を実施する。評価に際し、提案内容についてヒアリングを実施する場合がある。

イ シンボルプロジェクトの実施概要

- ・1実証団体につき、1つの実証案件の提案のみを認める。
- ・衛星直接通信、APN、HAPSのいずれかを活用した社会実証を対象とする。
- ・事業規模の目安は、年間で税込上限5億円程度とする。
- ・案件の性質に応じ、必要性が認められる場合に限り、2年間の実証期間の設定を可能とする。
- ・採択件数は、2件程度とする。1次公募において採択件数の上限に達した場合、2次公募以降においては、シンボルプロジェクトの公募を行わない場合がある。
- ・実証内容の社会実装に向けた具体性や確実性、公益性、社会実装時の社会的インパクトの程度なども踏まえて提案内容の評価を実施する。評価に際し、提案内容についてヒアリングを実施する場合がある。

<参考>実証事業の全体像イメージ



(3) スケジュール

令和8年2月～3月頃	1次公募
令和8年4月～5月頃	1次公募に係る実証団体の選定、決定通知
令和8年5月～6月頃	2次公募
令和8年6月～7月頃	2次公募に係る実証団体の選定、決定通知
令和8年7月～8月頃	3次公募
令和8年9月～10月頃	3次公募に係る実証団体の選定、決定通知
令和8年10月～12月頃	中間報告会の開催
令和9年2月頃	成果報告書案の提出
令和9年3月頃	最終報告会の開催、ステージゲート審査（複数年検証のみ）

※状況に応じてスケジュールを変更する可能性がある。

また、採択案件の実証費用の総額が予算総額に達した場合、以降の公募を実施しない。

3 応募要件

(1) 提案主体

地方公共団体、企業・団体など。

上記の者で構成するコンソーシアムを組成する場合は、事業の取りまとめを行う代表機関を定め、当該代表機関は、本実施要領に定める事項につき一義的な責任を負うものとする。

提案主体となる者は、本実施要領に従い、指定期日までに、企画提案書や企画提案書概要版、シンボルプロジェクト枠への応募の場合に追加提出が求められる書類（導入計画、投資計画）を提出すること。

ア シンボルプロジェクトの代表機関（シンボルプロジェクトに関する追加要件）

シンボルプロジェクトの代表機関は、他のシンボルプロジェクトの代表機関となることできない。ただし、シンボルプロジェクトの代表機関が、他のシンボルプロジェクトに

係るコンソーシアムに代表機関以外の機関として参画することや、標準プロジェクトの代表機関となることを妨げるものではない。

イ 導入計画、投資計画の提出（シンボルプロジェクトに関する追加要件）

シンボルプロジェクトについては、実証団体において独自に作成済みの市場分析の結果、社会実装に向けた導入計画、投資計画を併せて提出すること。当該導入計画及び投資計画は、本実証事業の公募開始日（令和8年2月27日）以前に作成されたものでなければならない。

(2) 対象経費

原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外とするが、以下に該当する物品のリース経費、消耗品やリースで調達できない物品の購入経費などは対象経費として認める。

実証終了後における購入物品の取扱いについては、一次請負事業者と協議の上、実証団体において適切に管理・活用すること。

その他、採択後に一次請負事業者から案内する「経理処理マニュアル」などに従うこと。

支援対象経費	備考
ネットワーク／ソリューション機器など実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスク型サービスを含む)	実証期間内に発生した経費のみが対象
取得単価が税込10万円未満 又は 使用可能期間が1年未満 の物品の購入経費	「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のものと認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるものをいう。
リースなどで調達できない ネットワーク／ソリューション 機器の購入経費	リースなどで調達できない理由及び継続利用の計画を記した理由書（様式任意）の提出が必須
役務費	実証環境の構築やアプリケーション開発などの実証に係る人件費など
その他	実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費など

支援対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク／ソリューション機器などの物品の購入経費 (「対象経費」に該当するものを除く) ・ 無線局開設に係る免許関係諸費用(免許申請手数料) ・ 実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費 など

(3) 応募コース

応募時に、標準プロジェクト又はシンボルプロジェクトのいずれかへの提案であるかを、実証団体において予め決定する必要がある。

(4) 実証期間

ア 標準プロジェクトの実証期間

標準プロジェクトについては、原則、実証期間は単年度とする。ただし、例外的に、実証に必要な自然環境下等でのデータ収集とソリューション開発に長期間を要すると客観的に認められる場合に限り、若干数の支援案件のみ、2年間の実証期間の設定を可能とする。

2年間の実証期間を希望する場合、応募時に実証団体において予め決定する必要がある。その際、標準プロジェクトについては、2年間の実証期間の支援案件は若干数に限られることに留意すること。

イ シンボルプロジェクトの実証期間

案件の性質に応じ、必要性が認められる場合に限り、2年間の実証期間の設定を可能とする。

応募時に、2年間の実証期間を希望するかを、実証団体において予め決定する必要がある。

ウ ステージゲート審査（2年間の実証プロジェクトに関する特例措置）

2年間の実証プロジェクトについては、1年目の終わりにステージゲート審査を実施し、2年目の実証を継続して認めるか審査する。そのため、実証期間を2年間として採択された場合であっても、ステージゲート審査の結果、2年目に予定していた実証を行えない可能性があることに留意すること。

エ 実証期間と予算との関係（2年間の実証プロジェクトに関する特例措置）

2年間の実証期間が認められた標準プロジェクト又はシンボルプロジェクトであっても、2年目の予算を確約するものではない。2年目の予算については、実証団体が提出する実施計画書の妥当性なども踏まえ支弁する金額を決定する。

4 採択先の選定等

(1) 選定方法

外部有識者で構成する評価委員会において審査を行った後、その結果に基づき総務省が採択先を選定する。

評価は書面審査及び必要に応じてヒアリングを実施することにより行う。ヒアリングの実施が必要な場合又は追加の資料提出を求める場合などには、事務局から連絡する。

(2) 評価の観点

採択候補先の選定に当たっては、以下の観点から総合的に評価を行う。これらの観点を十分に踏まえて提案書を作成すること。全ての観点が重要な評価事項となるため、できる限り具体的かつ網羅的に記載すること。

評価の観点に変更が生じた場合には、総務省ホームページにおいて公表する。

<主評価項目>

① 地域課題に対するソリューションの適切性・妥当性

- ✓ 地域が共通に抱える課題の解決に資するソリューションであるか、全国各地域でこれから顕在化すると思われる課題の先駆的解決に資するソリューションであるか、又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか。
- ✓ 一般的な課題にとどまらず、利用者や地域のステークホルダーの目線で、実証を実施する、又は導入を予定する地域が実際に抱えている課題が明確化されているか。ソリューションありき又は技術検証のための課題設定となっていないか。利用者や地域のステークホルダーがその課題を重要視していることを客観的に示す証拠情報（統計情報、新聞報道、自治体の政策文書などを含む）があることが望ましい。
- ✓ 上記と合わせて、実装先となる、または展開先候補となる団体が、実証・実装による強い関心を抱いているか。その強い関心を客観的に示す証拠情報があることが望ましい。
- ✓ 期待される効果や定量的な成果（アウトカム）目標について、受益者へのメリットを明確化し、ロジックモデルなどを活用して、具体的かつ論理的かつ可能な範囲で定量的に示されているか。
- ✓ 衛星直接通信、APN、HAPS、ローカル5G、Wi-Fi HaLow/7などの通信技術などが最適であることを、ソリューションや地域などの要件を踏まえて、他の通信技術との比較を行った上で具体的かつ論理的に示されているか。
- ✓ シンボルプロジェクトについては、構築する先進的通信システム（衛星直接通信、APN又はHAPS）について、地域の課題解決に向けた通信コスト負担軽減のため複数のソリューション（多用途利用）の実証を行うものであるか。
- ✓ 実証前と比較し、ソリューションの従事者の利便性がどの程度向上したか。具体的には、作業負荷の軽減（例：現場業務の一人当たり作業時間の短縮時間など）、リモート化による就労機会の拡大（例：遠隔業務で新たに就労できた人材の数や層（女性・高齢者など）、生活の質（QoL）の増大（例：出勤等による移動時間の削減）などにどの程度貢献したか具体的に述べられているか。

② ソリューションの先進性・新規性

- ✓ 同様の分野におけるこれまでの実証（総務省「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」、「地域デジタル基盤活用推進事業」や総務省「地域社会DXナビ」なども参照すること）及び類似のソリューションなどと比較して先進性・新規性が認められるか（先進性・新規性は技術、普及・展開方法、実証方法、実証対象の観点など）。また、過去の取組や商用化されたソリューションの分析を踏まえて、新たに検証すべき課題などが具体的かつ論理的に示されているか。
- ✓ 実証団体がこれまでも実証を行った実績があるか、行っている場合はその取組の成果は十分であると認められるか。また、当該成果を踏まえて、新たに検証すべき課題などが具体的かつ論理的に示されているか。
- ✓ 実証ソリューションの先進性・新規性が他の申請と同等と判断された場合は、より先進的な通信技術を活用しているか。

③ 実証事業の計画性・実効性

- ✓ 目指すべき姿やその実現に向けた本事業の位置づけが明確になっているか（「あるべき地域像」が「現在」と「将来」の対比で分かりやすく示されているかな

ど)。

- ✓ 事業の成果（アウトカム）目標の達成状況を測定・検証し、事業運営の改善に活かすなど、実装・横展開に向けて適切なPDCA・体制が検討されているか。
- ✓ 実証経費について、一般的に合理的と認められる範囲を超える過大な経費が計上されていないかなど、十分に精査されているか。

④ 実装・横展開の計画性・実行性

- ✓ 実装・展開先となり得る団体の目線で、財政支援がなかったとしても誰が実装・横展開を担うのか。その根拠が具体的かつ論理的に示されているか。また、費用対効果に見合わなくとも、そのソリューションを導入することとなっている場合、その根拠が具体的かつ論理的に示されているか。
(実装・展開先の地方公共団体の首長が具体的かつ定量的な費用・効果にポジティブな反応を示している、利用者がソリューションに対する対価の支払い意欲を示しているなど)
- ✓ 販売主体となる団体にとって、十分な利益を確保できるソリューションか。その根拠が、具体的かつ論理的に示されているか。(想定価格・コスト・体制・想定顧客の有無など)
- ✓ 導入・運用コストを低減させるための工夫・効果と、その実行タイミングが具体化されているか。(機器・設備導入費用の削減計画、周辺地域との広域共同利用など)
- ✓ 実証地域のために過度にカスタマイズされておらず、他地域への横展開が可能なソリューションであるか。横展開を容易にする工夫がなされているか。
- ✓ 実装・展開に向けて、他地域のニーズ把握や、実装・展開シナリオ及びスケジュールを含む見立て・計画が示されており、事業の継続が見込まれる内容か。また、当該計画などにおける実証の位置づけや検証項目、目標が明確であるか。
- ✓ グローバルなニーズが期待されるソリューションである場合、将来的な国際展開を見据えた検討がなされているか。
- ✓ 他地域への展開を見据えて、幅広いステークホルダーに周知・関心を引く具体的な普及啓発活動が計画・実行されているか(地方公共団体向けセミナー開催予定。A市のB市長と議論、XXX万円以下なら投資可能とコメントなど)
- ✓ 展開先候補の団体からの反応が記載されているか。
- ✓ シンボルプロジェクトについては、実証内容の社会実装に向けた確実性、公益性、社会実装時の社会的インパクトが客観的かつ十分に示されているか。その際、導入するソリューション、導入対象、事業規模(売上/導入台数等)、実現するタイミングなど、実装において目指す状態を詳細に定義しているか。
- ✓ シンボルプロジェクトについては、実証で得られたデータの公開や、公共機関への無償サービス提供等、実証期間終了後も、一定期間、実証事業の成果を社会に還元することが示されているか。

⑤ 実施体制

- ✓ 関係者間の役割分担を含め、事業遂行に必要な体制が確保されていることについて、具体的かつ論理的に示されているか。事業全体の推進・調整・成果実現に最も責任を有する中心人物が特定されていることが望ましい。
- ✓ 実装において、許認可が求められる場合、関連する公的機関を巻き込んでいるか。巻き込んでいることを示す客観的な証拠情報があることが望ましい(電波法関係における総務省・総合通信局等、防災領域における消防・警察など)。
- ✓ 実証以降の実装・横展開に向け、必要な体制が確保されていることについて示されているか。特に、実証・横展開の実施主体が実証の検討体制に含まれているか。
- ✓ 地域のステークホルダーや地方公共団体内の関係部局との間において、地域課題やデジタル技術の活用効果・目標などについて共通の理解があり、緊密な連携が図られているか。連携のための組織体があることにとどまらず、共通の理解として共有されている内

容を示す合意された文書があることが望ましい。

⑥ サイバーセキュリティ対策

- ✓ サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずることが示されているか。

⑦ 実証期間（2年間の実証期間を希望する場合）

- ✓ 標準プロジェクトの場合、例外的に、実証に必要な自然環境下等でのデータ収集とソリューション開発に長期間を要すると客観的に認められる場合に該当するか。
- ✓ シンボルプロジェクトの場合、実証すべき内容が広範にわたる若しくは頻回に行う必要があり、又は段階を踏んで実証を行う必要があり、実証に2年必要であるか。

<その他評価項目・加点項目>

⑧ スタートアップの参画（加点項目）

- ✓ スタートアップ（創業から15年以内かつ未上場）が参画し、当該企業の先進的な技術を活用するものであるか。
※常時雇用する従業員数が500人以上の企業（以下「対象外企業」という。）及び発行済株式の総数の1/2超を「対象外企業」に保有されている企業又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業は加点の対象外とする。
なお、この場合の「対象外企業」には、ベンチャーキャピタルは含まれない。

⑨ 「デジ活」中山間地域への登録（加点項目）

- ✓ 「デジ活」中山間地域※に登録している地域であるか。
※「デジ活」中山間地域（農林水産省）デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策
（参考）「デジ活」中山間地域については、以下URLから確認すること。
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>
※本事業の申請にあわせて「デジ活」中山間地域へ登録申請する地域であり、登録が見込まれるものを含む。

⑩ 地域のICT事業者の参画、又は共同利用サービスビジネスの利用（加点項目）

- ✓ 地域のICT事業者が実証及び実装・横展開の体制に含まれているか。
- ✓ 実装・横展開を見据えて共同利用サービスビジネス（SaaSなど）を利用したサービスモデルを検討しているか。

⑪ 地域におけるデータセンターの活用（加点項目）

- ✓ 実証地域と同一の都道府県内に所在するデータセンターを活用する取組であるか。

⑫ 広域リージョン連携への参画（加点項目）

- ✓ 実証内容が、政府全体で推進している広域リージョン連携に資する内容であるか。
- ✓ 幅広い地域での共同利用を促進するソリューションであるか。

URL：[総務省 | 広域リージョン連携](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/koikirijonrenkei.html)

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/koikirijonrenkei.html

5 実施体制

必要に応じて、衛星通信、APN、HAPS、5Gなどの通信技術や通信ソリューションなどの専門家

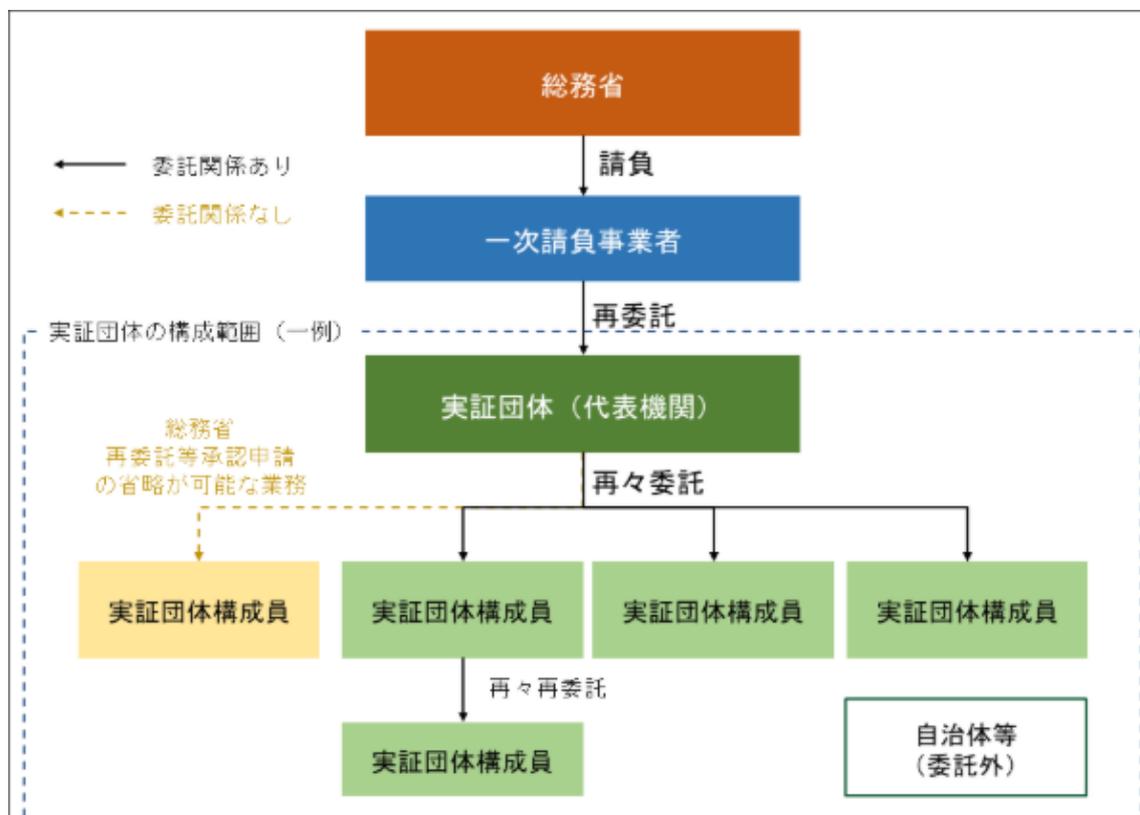
とも協力し、9に定める実施事項を確実に遂行できる体制を構築すること。

また、実施体制内部の契約関係や協力関係、役割分担を確認できる実施体制図を提案書に記載すること。また、協力関係などを示す資料を提示可能である場合には、当該資料を添付すること。

なお、実証団体の構成員は対外的に公表することを前提とする。

(シンボルプロジェクトの追加要件)

実証対象となるソリューションの実装・横展開を着実に進めることを目的に、将来的に顧客になると見込まれる自治体や公共機関、関係事業者との協議体を提案時まで設立していること。実証団体内に自治体や公共機関、関係事業者がすべて含まれていることが望ましい。



6 実証スケジュール

実証内容の特性、システム開発期間、検証項目などを踏まえて、効果的に実証を実施するために必要な期間を確保すること。

提案書において、各工程（免許申請、機器調達、ネットワーク構築、ソリューション開発、接続試験、各種検証、実証視察会の開催、報告書作成など）の実施内容の詳細及びスケジュールを記載すること。

ア 1年間の実証の場合のスケジュール

公募決定通知後	契約、実証
令和8年10月～12月頃	中間報告会の開催
令和9年2月頃	成果報告書案の提出
令和9年3月頃	最終報告会の開催

※状況に応じてスケジュールを変更する可能性がある。

イ 2年間の実証の場合のスケジュール

公募決定通知後	契約、実証
令和8年10月～12月頃	中間報告会の開催
令和9年3月頃	ステージゲート審査の開催
令和9年3月頃～令和10年2月頃	実証（以降ステージゲート審査を通過した場合）
令和10年2月頃	成果報告書案の提出
令和10年3月頃	最終報告会の開催

※状況に応じてスケジュールを変更する可能性がある。

7 サイバーセキュリティ対策

外部委託先を含め、必要な情報セキュリティ対策を講ずること。

また、本事業で使用する設備・機器やシステムなどについては、「IT調達に係る国の物品など又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（令和3年9月一部改正）などに留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」及び「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」で認定された設備等は、その認定要件範囲内においてサプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられているものとして扱う。十分な対策が講じられていると認められない場合には、使用機器の変更を求めることがある。

特に、クラウドサービスの利用など、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理などを含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策などを実施すること。

5Gの基地局やコア設備などを整備する場合については、原則として、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和2年法律第37号）に基づく開発供給計画認定を受けた事業者が開発供給した機器を用いること。

当該認定を受けていない事業者が開発供給した機器にあつては、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に記載の「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること。

また、外部委託を行う場合を含めて必要な情報セキュリティ対策が講じられているかなどに留意すること。

※ 「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」

https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/kihon-2/IT_moushiawase.pdf

※ セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR: Labeling Scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements）

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html>

※ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP: Information system Security Management and Assessment Program）

https://www.ismap.go.jp/csm?id=csm_ismap_index

8 提案手続

(1) 提出書類

様式 1	企画提案書（様式はPPT、体制・スケジュール・資金計画書など含む）
様式 2	企画提案書概要版（様式はPPT）
シンボルプロジェクト 枠への申請関係書類	シンボルプロジェクト枠への申請の場合に求められる書類 （導入計画、投資計画の提出を含む）
「デジ活」中山間地域 に係るチェックシート	本事業の申請にあわせて、農林水産省が実施する「デジ活」 中山間地域へ登録申請する場合のみ
「デジ活」中山間地域 の登録申請	本事業の申請にあわせて、農林水産省が実施する「デジ活」 中山間地域へ登録申請し、代表機関が自治体でない場合のみ
—	上記のほか、提案内容を補足する資料があれば、 PPT10ページ以内で添付すること。

※別途公募を実施する地域社会DX推進パッケージ事業への提案を行う場合は、その旨を企画提案書（様式1）などに明記すること。

※提出された書類の返却はしない。また、採択された案件の企画提案書の概要（主に様式2）について、総務省ホームページなどで公開する場合がある。

(2) 提出期間

令和8年2月27日（金）14:00～同年3月26日（木）12:00（必着）

(3) 提出先・応募方法

総務省又はBCGホームページから応募様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メールでご提出ください。

■総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html

■BCGホームページ

<https://bcg-jp.com/release/12936/>

【提出先】

■ボストン コンサルティング グループ合同会社

地域社会DX推進パッケージ実証事業 担当

■E-mail : TOKLOCALDX2026@bcg.com

■件名 : 実証事業 (●●県▲▲市 又はXXXX株式会社など)

※括弧内は地方公共団体名又は企業・団体名を記載してください。

※提出書類のサイズが10MBを超える場合は、事前に提出先の事務局に相談し、提出方法について指示を受けること。

9 採択後の実施事項

実証団体は、採択後、一次請負事業者が別途指示するところに従い、以下の(1)から(4)までの事項を実施すること。

(1) 実証及び実装・横展開計画の策定

実証団体は、採択後、一次請負事業者が別途指示するところに従い、以下の計画書を作成の上、別途指定する期日までにそれぞれ提出すること。

ア 実証実施計画書

実証団体において、本実証事業を通じ解決する地域課題、効果を測定するアウトカム指標、検証方法、実証の実施体制、実証に要する経費、スケジュール等を具体的に記載すること。

イ 実装・横展開計画書

実証団体において、実証対象の社会実装・横展開に向け、事業の持続性・展開性を示すため、費用対効果、ビジネスモデル、展開スケジュール、普及啓発活動等を具体的に記載すること。

ウ 多用途利用の明記 (シンボルプロジェクトの追加要件)

構築する先進的通信システム (衛星直接通信、APN又はHAPS) について、多用途利用の実証を行うものであることを、「実証実施計画書」に盛り込むこと。

エ 社会実装に向けた取組 (シンボルプロジェクトの追加要件)

シンボルプロジェクトについては、実証期間終了後の社会実装を確約するものであることのほか、例えば、実証で得られたデータの公開や、公共機関への無償サービス提供等など、実証期間終了後も、一定期間、実証事業の成果を社会に還元することを、「実装・横展開計画書」に盛り込むこと。その際、導入するソリューション、導入対象、事業規模 (売上/導入台数等)、実現するタイミングなど、実装において目指す状態を詳細に定義すること。

実証終了後の一定期間、社会実装に向けた進捗状況について報告を求めることを予定しているため、対応すること。

なお、本事業における社会実装とは、実証先において実証内容を確実に導入し運用

すること、又は実証内容を実用化しサービスとして一般に提供することをいう。

(2) 「実証実施計画書」に基づく実証の実施及び有効性等の検証

上記(1)アで策定した「実証実施計画書」に基づき実証を実施し、地域課題の解決に資するソリューションの有効性等について、以下のとおり検証・調査を行うこと。

ア 先進性・新規性の検証

国内類似事例との比較により、ソリューションの優位性を客観的に検証すること。
実証しようとする分野におけるこれまでの実証（総務省「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」、「地域デジタル基盤活用推進事業」）などのほか、総務省「地域社会DXナビ」なども参照すること。

イ 定量的な有効性の検証

「実証実施計画書」に掲げたアウトカム指標に基づき、課題解決の効果を定量的に測定・検証すること。

ウ 実装に向けた課題解消

実装・横展開の障壁となる事項を特定し、その解消に向けた調査・検討を行うこと。

(3) 普及啓発活動の実施

ア 実証視察会の開催

実証成果を実装・横展開に繋げていくことなどを目的に、実証視察会を主催すること。

対面開催を原則とし、実装先として想定される団体や、新しい通信技術を活用した課題解決モデルに関心を有する地方公共団体や企業・団体、実証内容に関係する関係省庁など、広く関係者の参加を得られるよう努めること。

イ その他普及啓発活動の実施

実証成果について、「地域社会DXナビ」などのメディア対応やイベント開催、学会参加などを通じて、積極的に普及啓発活動に取り組むこと。

また、実証期間の終了後も含め、総務省が実施する実証成果の普及啓発活動に当たって、実証内容に関する資料提供などの協力を行うこと。

ウ 視察受入体制の構築（シンボルプロジェクトの追加要件）

シンボルプロジェクトについては、実証開始から終了後の一定期間を含め、視察受入の体制を整えること。

(4) 成果報告書の作成

上記(1)～(3)の実施内容や成果などについて、一次請負事業者が指示する報告様

式に沿って、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化し、報告書を作成すること。

詳細については「11 納入成果物」を参照するほか、採択後に一次請負事業者が指示する事項に従うこと。

10 採択後及び実証期間中の流れ

(1) 事業説明会

採択が決定した実証団体は、一次請負事業者が開催する事業説明会に必ず出席すること（開催日時及び方法は別途指示する）。

(2) 実証実施計画書の作成

実証団体は、採択決定後、事業説明会などにおいて一次請負事業者が示す作成要領に従って、成果（アウトカム）目標、実証内容、経費、スケジュール、再委託内容など、提案書の内容についてより詳細に記載した実証実施計画書を作成し、採択決定後4週間以内に一次請負事業者に提出すること。実施計画書の内容は、一次請負事業者によるレビュー及び総務省の承認を経て確定するものとする。

(3) 実証期間中の進捗管理

実証団体は、一次請負事業者が別途指定する成果物の納入期日までの間、一次請負事業者の指示に従って、進捗報告書及び課題管理表を作成し、週次で報告すること。報告の頻度については、進捗状況などを踏まえて見直す場合がある。

報告内容や課題への対応状況を踏まえて、一次請負事業者が会議（原則オンライン）の開催を求めた場合、実証団体は当該会議に出席し、一次請負事業者の指示に従って状況説明などを行うこと。

実証団体のプロジェクトリーダーは、一次請負事業者や総務省から進捗状況や実証内容の確認などがあった場合は、迅速に実証団体内で確認の上で報告すること。

一次請負事業者が実証団体に対して実証の効果を高める助言などを行った場合には、当該助言などに従って実証団体は適切に対応すること。

(4) 成果報告

実証団体は、一次請負事業者が事業全体の成果を取りまとめる際に必要となる情報提供などについて協力をすること。

実証団体は、一次請負事業者の指示に従って成果報告会に参加するとともに、資料作成などの事前準備について協力すること。

(5) ステージゲート審査（2年間の実証プロジェクトのみ）

年度を跨ぐ実証を行う採択案件については、令和9年3月頃にステージゲート評価を行う。当初計画した「実証実施計画」のアウトカムを達成できたか、1年目終了時の実装先のコミットメントなどを確認し、条件を満たしていれば次年度の実証も引き続き支援する。

11 納入成果物

実証団体は、実証の成果などについて、一次請負事業者が指示する報告様式に沿って、以下の（１）及び（２）の資料を作成し、一次請負事業者が別途指定する納入期日までに実証団体内の了解を得て取りまとめること。

成果報告書の添付資料及び個人情報などを除き、原則として公開する。

（１）成果報告書

実証の実施内容及びその成果などについて、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化すること。Microsoft PowerPointを使用して、A4・50～100ページ程度（添付資料を含まない）で作成すること。

（２）成果報告書 概要版

主たる実証の成果及び今後の課題、実証・展開の計画などについて、Microsoft PowerPointを使用して、A4・1ページで作成すること。

12 契約手続

（１）本実証における契約に係る基本的条件

実証団体の代表機関は、採択決定後、一次請負事業者の指示に従い、本実施要領の内容に即した仕様書に基づいて契約を締結し、当該契約に係る一義的な責任を負うものとする。

仕様書は、原則として全実証団体で共通のものとし、実施内容の詳細は実施計画書で定めることとする。また、契約条件などについて変更を求めることは認められない。

実証団体の代表機関と一次請負事業者との契約は、総務省と一次請負事業者との請負業務の再委託に当たるため、採択決定後、一次請負事業者から総務省に対して再委託の申請を実施する。契約手続は当該申請について総務省が承認した後、速やかに進めるものとする。

（２）再委託について

実証団体の代表機関は、実証団体の構成員に限らず、実証に関する業務の一部を他の企業・団体などへ再委託する場合、全ての再委託先について、委託契約などを締結する前に、総務省に再委託など承認申請を行い、承認を得る必要がある。

総務省によって再委託などが承認される前に委託契約を締結した場合、当該委託契約に係る費用は実証の対象経費として一切認められないため、注意すること。

13 その他

本事業の実施については、本実施要領のほか、今後新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合に総務省が定める事項によるものとする。

総務省が新たに定める事項については、総務省ホームページで公開するものとする。

14 本事業に関する問合せ先（事務局）

■ポス トン コンサル ティン グ グル ー プ 合 同 会 社
地 域 社 会 DX 推 進 パ ッ ケ ー ジ 実 証 事 業 担 当

■E-mail : TOKLOCALDX2026@bcg.com

■電 話 : 03-6387-7803